

寒川町私立幼稚園等就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について

①町の独自施策

改正の背景

町の就園奨励費補助金の対象者は、毎年6月1日現在で、町に住民登録のある3歳から5歳児の私立幼稚園または幼児教育施設に在園している園児の保護者としていましたが、6月2日以降に町に転入してきた園児の保護者は対象外としておりました。

近隣市町では、基準日を期間としている自治体、年2回基準日を設けている自治体など様々な状況となっています。

改正の内容

今年度から基準日を6月1日1回としていたところを、6月1日から12月31日までの期間に改めることにしました。

期間とすることにより、期間内に転入してきた園児も対象となります。

②国が行う幼児教育の無償化に向けた取り組み（町に裁量のない部分）

改正の背景

昨年度国の幼児教育の段階的無償化に向けた取組により、所得の低い世帯に対して多子軽減における年齢制限を撤廃するなど、保護者負担が軽減されましたが、今年度はさらに拡充されることになりました。

改正の内容

変更点が2点あります。

- (1) 市町村民税非課税世帯の第2子の保護者負担を※無償化
※無償化：保育料の全国平均 308,000 円
- (2) 市町村民税所得割課税額 77,100 円以下世帯の保護者の負担軽減
 - ①ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置
 - ②その他の世帯の保護者負担の軽減措置

(階層区分ごとの補助単価)

階層区分	年度	第1子	第2子	第3子
市町村民税非課税世帯	28	272,000	290,000	308,000
市町村民税所得割非課税世帯 (※年収約270万円まで)	29	(変更なし)	↓ 308,000	(変更なし)
市町村民税所得割課税額 77,100円以下世帯	28	115,200	211,000	308,000
(※年収約360万円まで)	29	↓ 139,200	↓ 223,000	(変更なし)

※年収モデル：夫婦（片働き）、子ども2人

(ひとり親世帯等の補助単価)

階層区分	年度	第1子	第2子	第3子
市町村民税所得割課税額 77,100円以下世帯	28	217,000	308,000	308,000
	29	↓ 272,000	(変更なし)	(変更なし)

幼児教育施設は、階層区分ごと及びひとり親世帯等共に単価×2/3

以上町の独自施策と国の行う幼児教育の段階的無償化に向けた取組により、町の「寒川町私立幼稚園等就園奨励費補助金交付要綱」の一部を改正いたしました。